

# 青果物選果予冷施設協議会 会則

平成 10 年 10 月

青果物選果予冷施設協議会

# 青果物選果予冷施設協議会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、青果物選果予冷施設協議会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、園芸農業の近代化と適切な青果物の予冷・貯蔵施設、選果・選別施設の普及を図るため必要な調査研究、指導、情報活動等の業務を行い、関係業界の健全な発展に資することを目的とする。

(規 約)

第 4 条 本会の事業を遂行するために必要な規約は、この会則に規定してあるもののほか、理事会の議決を経てこれを定める。

(事 業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物の予冷・貯蔵、選果・選別に関する調査研究
- (2) 青果物の予冷・貯蔵施設、選果・選別施設の普及に資するための情報活動
- (3) 関係諸官庁に対する必要な連絡
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、青果物の予冷・貯蔵、選果・選別の施設設置に関し、本会の趣旨に賛同する法人とする。

(加 入)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を得た上、加入することができる。

(脱 退)

第 8 条 会員は、次の事由により、本会を脱退する。

- (1) 会員からの脱退の申し出があったとき
- (2) 解散
- (3) 会費を2年以上納入しないとき
- (4) 除名

2 前項第1号の申し出は、脱退届を会長に提出して行わなければならない。

(除 名)

第 9 条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、その総会の開催日の10日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、その総会において弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ又は本会の名誉を毀損する行為をしたとき
- (2) 本会の会則又は総会の議決を無視する行為をしたとき

2 本条の規定による除名は、総会において会員総数の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上の議決によるものとする。

3 会長は、除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

(会 費)

第 10 条 会員は、毎年総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、会員の脱退の場合においても、これを返納しない。

(届 出)

第 11 条 会員は、その名称、代表者及び住所の変更があったときは遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。

(負 担 金)

第 12 条 本会は、理事会の議決を経て、本会が行う事業に要する費用の全部又は一部を会員から負担金として徴収することができるものとする。

### 第 3 章 役 員 等

(役員の数及び選任)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7 人以内
- (2) 監事 2 人以内

2 役員は、会員のうちから総会において、選任する。

3 理事のうちから会長を 1 人及び副会長を 1 人互選する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事 1 人を選任することができるものとする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第 14 条 会長は本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、事業を執行する。

4 監事は、本会に業務及び会計の状況を監査する。

5 監事は、必要ある時は理事会に出席し、意見を述べるすることができるものとする。

(役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の為選任された役員は、その前任者の残任期間とする。

3 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第 16 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の仕事は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(顧問)

第 17 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会に功労があった者、又は青果物の予冷貯蔵、選果・選別に関する学識経験者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営の基本方針に関して、会長の諮問に応じて意見を述べる。

## 第 4 章 総 会

(総 会)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。

3 通常総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第 19 条 総会は、会長が招集する。

2 前条第 4 項第 2 号に掲げる場合には、会長は請求があった日から 20 日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の 10 日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 20 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の会員が出席しなければ開催することはできない。

2 会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第 3 項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第 21 条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 会員の除名

(4) 会費の額並びに徴収の方法または変更

(5) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

- (6) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(書面又は代理人による議決)

第 22 条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人により議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の前日までに到達しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び会議に出席した会員の数
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及び結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名し、押印するものとする。

3 議事録は、事務所に備えつけて置かなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

(理事会)

第 24 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

4 理事は、他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。

(理事会の議決事項)

第 25 条 この会則において別に定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (2) 事業計画等総会に附議すべき事項及び総会の招集に関すること
- (3) 総会の決議した事項に関すること

- (4) 諸規程の制定又は改廃に関する事
- (5) 会員の入会に関する事
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(規定の準用)

第 26 条 第 18 条第 4 項第 2 号、第 19 条第 3 項、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定は、理事会に準用する。

## 第 6 章 会 計

(事業年度)

第 27 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費)

第 28 条 本会の経費は、会費、負担金、寄附金及びその他収入による。2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(監査)

第 29 条 会長は、毎事業年度終了とともに、事業報告書及び収支に関する決算書類を作成し、監事の監査を受けて総会に提出しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 会長は、毎事業年度事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

## 第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更等)

第 31 条 本会はこの会則を変更し又は解散する時は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の議決によるものとする。

(解散の場合の残余財産の処分)

第 32 条 本会の解散後における残余財産の処分は、総会において定める方法による。

(精算人の選任)

第 33 条 本会が解散したときは、理事がその精算人となる。ただし、総会において理事以外のものを選任した時はこの限りではない。

附則

1 この会則は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。

(注) 青果物予冷貯蔵施設協議会は、昭和 62 年 11 月 9 日に設立され、また、青果物選果包装施設協議会は、平成 10 年 9 月 24 日に設立されたものであるが、ここに両協議会が合流された。

2 この会則は、平成 14 年 5 月 24 日から施行する。